

「だれかさんのため貯金箱」プロジェクトパートナー規約

第1条 目的

特定非営利活動法人いのちのミュージアム(以下、甲)が企画・運営する「だれかさんのため貯金」プロジェクト(以下、プロジェクト)の趣旨に賛同し、プロジェクトの普及と発展のために、企画パートナーとしてプロジェクトに参加する者(以下、プロジェクトパートナー、及び乙)において、相互に遵守されるべき最低限の事項を規約として定めることとする。

第2条 プロジェクトパートナーの条件

プロジェクトのパートナーとなるための条件を以下の通り定める。

1. 特定非営利活動法人として登録されている団体であること。
2. 3年以上の活動実績を有すること。
3. 法人として1期以上の決算を完了していること。

第3条 パートナーの申請方法

プロジェクトにパートナーとして参加を希望する団体は、第2条の条件を備えた上で、別紙に定めた申込用紙と、下記の書類提出をもって申請手続きとします。

1. 法人登記簿謄本1通(直近3ヶ月以内のコピーでも可)
2. 過去3期分の決算書

第4条 参加条件(貯金箱シートの購入)

乙は、プロジェクトパートナーとして貯金箱シート1000枚を甲より1枚につき30円で購入することをプロジェクト参加の条件とし、責任をもって活動地域において配布することとする。

第5条 貯金箱シート

甲は、パートナー申請手続きが完了し、貯金箱シートの購入代金の入金確認をもって、貯金箱シート1000枚を、乙の指定した住所宛てに送付することとします。

乙は、貯金箱シートを有償、又は無償で配布することが出来ることとし、有償配布の場合は自由に配布価格を設定することが出来ることとします。

第6条 寄付金の取り扱い

甲が本プロジェクトの為に開設した寄付受け入れ専用口座、みずほ銀行、高幡不動支店、普通預金 1123215、特定非営利活動法人いのちのミュージアム(貯金口)で受け入れた寄付金の取り扱いは以下のとおりとします。

1. 甲のHPで収集した寄付者提供の寄付情報により、乙が配布した貯金箱シートに起因する寄付金(以下、トラッキング寄付)であることが確認できた場合。
 - ア) 甲はパートナー毎にトラッキング寄付額を集計し、その累積寄付金額が3万円に到達するごとに、その50%を乙に支払うこととします。
 - イ) 振込手数料は乙の負担とし、アの金額より差し引いて支払うこととします。

2. 乙が直接寄付者から受け取るトラッキング寄付金の取り扱い
 - ア) 全額、乙に帰属する寄付金とします。

3. 乙に直接貯金箱が持ち込まれた場合は、乙が全額受け取ることとします。

但し、乙は寄付受領の情報を、甲の開設している下記のホームページアドレスから、入力して報告することとします。

<http://www.inochi-museum.or.jp/dareka>

4. 甲、乙は、配布した貯金箱シートに起因する寄付金受領の情報を相互に交換することにより、プロジェクトの評価・分析と普及と発展に協力することとします。

第7条 プロジェクトからの脱退

乙は、プロジェクトパートナーを辞す場合には、書面により甲に申し出ることとします。脱退後は、甲は6条1に該当する寄付金の還付は行わないこととします。但し、乙は6条2及び3の寄付金の受領を継続して行えることとします。

第8条 その他

この規約に定めのない事項で、甲乙の活動に支障を来す事項が確認された場合には、相互に誠意を持って問題の解決に当たることとします。

2010.10.18

「だれかさんのため貯金箱」プロジェクトパートナー申請書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人いのちのミュージアム
だれかさんのため貯金箱プロジェクト係 御中

_____は、貴団体が提唱する「だれかさんのため貯金箱」プロジェクトの趣旨に賛同し、プロジェクトパートナー規約を遵守し、パートナーとしてプロジェクトの普及と発展のために、必要書類を添えてプロジェクトへの参加を申し込みます。

団体名： _____

代表者名： _____ 印

住 所：

電話番号：

メール：

寄付受領口座情報

銀行名：

口座番号：

口座名義：

追加貯金箱シート申込書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人いのちのミュージアム
だれかさんのため貯金箱プロジェクト係 御中

貯金箱シートを申し込めます。

- 貯金箱シート（500枚1セット） _____ セット
- セット数 に15000円を乗じた金額を指定口座に振込ますので、入金確認後に下記住所宛てに貯金箱シートをお届けください。

団体名： _____

代表者名： _____ 印

住 所：

電話番号：

メール：